

# **指定管理者選定等に係る情報公開運用指針**

平成 26 年 12 月 19 日 策定  
令和 5 年 3 月 6 日 改訂

## **1 指定管理者選定等に係る情報公開**

指定管理者募集及び選定（以下「指定管理者選定等」という。）に係る情報公開については、弘前市情報公開条例（平成 18 年弘前市条例第 19 号）に基づき事務手続を進めこととなるが、指定管理者選定等手続の公平性及び透明性を確保するため、指定管理者選定等に係る情報公開の運用指針を定めるものである。

## **2 情報公開の原則**

- (1) 公文書の開示請求に係る開示にあたっては、弘前市情報公開条例に基づき開示することを原則とする。
- (2) 指定管理者選定等に係る情報公開運用指針（以下「運用指針」という。）は、指定管理者選定等における情報公開の考え方を一定程度示したものであり、判断の目安として運用する。
- (3) この運用指針に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、弘前市情報公開条例に則って事務処理を行うものとする。

## **3 情報公開指針**

指定管理者選定等に係る情報公開指針は、概ね別表のとおりとする。

## **4 情報提供**

この運用指針については、指定管理者選定等を行う際にあらかじめ募集要項等に明記し、申請団体に周知するものとする。

## **附則**

- 1 この運用指針は、平成 26 年 12 月 19 日以降に行われる弘前市情報公開条例第 5 条の規定による公文書の開示請求から適用する。
- 2 この改訂は、令和 5 年 3 月 6 日以降に行われる弘前市情報公開条例第 5 条の規定による公文書の開示請求から適用する。

別表

番号	時期	情報の内容	情報公開指針（注1）				留意事項	
			募集中	募集 締切後	指定管理者候補者 決定後（注2）			
					候補者 団体	落選 団体		
1	公募説明会	公募説明会 参加団体数	○	○	○			
2		公募説明会 参加団体名	×	×	○			
3		説明内容	○	○	○		説明会終了後に公開可。	
4	申請関係	申請団体数	×	○	○		指定管理者を指定後、「11.選定結果」において市ホームページで公表する。	
5		申請団体名	×	×	○	○		
6		申請書類	×	×	△	△	(注3)	
7	選定関係	小委員会委員構成	×	×	○		原則、開示する情報とするが、不開示の情報に該当する場合はこの限りではない。	
8		指定管理者候補者の選定に係る資料	—	—	△	△	小委員会の審査結果は委員が特定できないように開示する。	
9		指定管理者選定審議会会議録	—	—	◎			
10		選定結果通知	—	—	○	○		
11	指定後	選定結果	—	—	◎	○	落選団体の名称は、「A社、B社」等としてホームページ等に公表するが、開示請求があった場合は開示可能とする。	
12		協定書	—	—	○	—		
13		事業報告、収支報告	—	—	△	—		

(注1) ◎：ホームページへの掲載等により公開する情報

○：ホームページには掲載しないが、開示請求があった際に開示する情報

△：不開示となる情報を含む、又は、含む可能性がある情報

×：基本的には開示しない情報

※△、×について、不開示決定をするにあたっては、弘前市情報公開条例に基づき個別の判断をする。

【不開示となる情報の例】

- ・個人情報（氏名、住所、電話番号、職歴等）
- ・企業情報（生産技術・販売等に関する情報、経営方針・人事等の内部管理に属する情報、その他社会的評価等に関わる情報等）
- ・収支予算書等における積算単価・内訳、人員配置における内訳（常勤・非常勤等）
- ・団体等の技術、営業、販売等のノウハウに関する情報

(注2) この情報公開指針における「指定管理者候補者決定後」とは、弘前市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年弘前市条例第77号）第4条第1項の規定による選定を行った日（指定管理者選定等審議会の答申結果を受けて、各施設所管課において指定管理者候補者決定の方針決裁後）以降とする。

(注3) 申請書類のうち、評価の視点からの申請書概要は原則、開示する情報とする（不開示情報を含む場合は不開示情報等を明示した申請書概要を併せて提出すること）。また、事業計画書等の提案内容も原則、開示する情報とするが、不開示となる情報の有無に留意する。